

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
不安定爆発物

注意喚起語
危険

危険有害性情報
不安定爆発物



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>使用前に取扱説明書を入手すること。</p> <p>すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。</p> <p>指定された個人用保護具を使用すること。</p>	<p>炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。</p> <p>火災の場合に爆発する危険性あり。</p> <p>火災の場合には区域より退避させること。</p>	<p>(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ..に保管すること。</p>	<p>内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発



危険有害性区分
等級 1.1
等級 1.2
等級 1.3

注意喚起語
危険
危険
危険

危険有害性情報
爆発物; 大量爆発危険性
爆発物; 激しい飛散危険性
爆発物; 火災、爆風または飛散危険性

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。</p> <p>粉碎/衝撃/摩擦のような乱暴な取扱いをしないこと。</p> <p>(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する) 保護面を着用すること。</p> <p>....にて湿らせて保管すること。 (乾燥が爆発危険有害性を増加する場合は、製造または運転プロセスのために必要な場合を除き、製造者/供給者または規制所管官庁が指定する適切な物質で湿らせて保管すること。 例: ニトロセルロース)</p> <p>(火薬類が静電的に敏感である場合は、) 容器および受器を接地すること/アースをとること。</p>	<p>炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。</p> <p>火災の場合に爆発する危険性あり。</p> <p>火災の場合には区域より退避させること。</p>	<p>(国際/国/都道府県/市町村の規則に従って) ...に保管すること。</p>	<p>内容物/容器を (国際/国/都道府県/市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発



危険有害性区分
等級 1.4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
火災または飛散危険性

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p> <p>粉碎／衝撃／摩擦のような乱暴な取扱いをしないこと。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護面を着用すること</p> <p>(火薬類が静電的に敏感である場合は、) 受器を接地すること／アースをとること。</p>	<p>(1.4S 弾薬およびその成分を除く火薬類)</p> <p>炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。</p> <p>火災の場合に爆発する危険性あり。</p> <p>火災の場合には区域より退避させること。</p> <p>(1.4S 弾薬およびその成分からなる火薬の場合)</p> <p>炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。</p> <p>適当な距離から注意して消火すること。</p> <p>火災の場合には区域より退避させること。</p>	<p>(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に保管すること。</p>	<p>(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
等級 1.5

注意喚起語
危険

危険有害性情報
火災時に大量爆発のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p> <p>粉碎／衝撃／摩擦のような乱暴な取扱いをしないこと。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護面を着用すること。</p> <p>---にて湿らせて保管すること。 (乾燥により爆発危険性が増す場合は、製造または運転プロセスに必要な場合を除き、製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適切な物質で湿らせて保管すること。 例：ニトロセルローズ)</p> <p>(火薬類が静電気に敏感である場合は、) 受器を接地すること／アースをとること。</p>	<p>炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。</p> <p>火災の場合に爆発する危険性あり。</p> <p>火災の場合には区域より退避させること。</p>	<p>(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に保管すること。</p>	<p>内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

可燃性／引火性ガス
(第 2.2 章)

シンボル
炎

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
極めて可燃性／引火性の高いガス



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。	漏洩ガス火災の場合には： 漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。	換気の良い場所で保管すること。	

可燃性／引火性ガス
(第 2.2 章)

シンボル なし

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報
可燃性／引火性の高いガス

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。	漏洩ガス火災の場合には： 漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。	換気の良い場所で保管すること。	

可燃性／引火性エアゾール
(第 2.3 章)

シンボル
炎

危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

極めて可燃性／引火性の高いエアゾール
可燃性／引火性のエアゾール



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>加圧容器：使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。</p> <p>裸火または高温の白熱体に噴霧しないこと。</p> <p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p>		<p>日光から遮断し、50℃を超える温度に暴露しないこと。</p>	

支燃性／酸化性ガス
(第 2.4 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
発火または火災助長のおそれ；酸化性物質



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
可燃物から遠ざけること。 減圧バルブにはグリースおよび油を使用しないこと。	火災の場合には、安全に対処できるならば漏洩を止めること。	換気の良い場所で保管すること。	

高圧ガス
(第 2.5 章)

シンボル
ガスボンベ



危険有害性区分

圧縮ガス
液化ガス
溶解ガス

注意喚起語

警告
警告
警告

危険有害性情報

加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
加圧ガス；熱すると爆発のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
		日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。	

高圧ガス
(第 2.5 章)

シンボル
ガスボンベ



危険有害性区分
深冷液化ガス

注意喚起語
警告

危険有害性情報
深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
耐熱手袋／保護衣／保護面／保護眼鏡を着用すること。	凍った部分をぬるま湯でとがすこと。 受傷部はこすらないこと。 直ちに医師の診断／手当てを受けること。	換気の良い場所で保管すること。	

引火性液体
(第 2.6 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

- 1
2
3

注意喚起語

- 危険
危険
警告

危険有害性情報

- 極めて引火性の高い液体および蒸気
引火性の高い液体および蒸気
引火性液体および蒸気

注意書き

予防策	対応	保管	廃棄
<p>容器を密閉しておくこと。</p> <p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>(静電気に敏感な物質を積みなおす場合は、) (製品が危険有害な気体を発生させるような揮発性の場合は、) 容器を接地すること／アースをとること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定するその他、...を含み、) 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／...機器を使用すること。</p> <p>静電気放電に対する予防措置を講ずること。</p> <p>火災を発生しない工具を使用すること。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に。(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段)...を使用すること。</p> <p>皮膚(または髪)にかかった場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。 皮膚を流水／シャワーで洗うこと。</p>	<p>涼しい所／換気の良い場所で保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

引火性液体
(第 2.6 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
可燃性液体

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護眼鏡／保護面／保護衣を着用すること。 炎および高温のものから遠ざけること。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ...を使用すること。</p>	<p>涼しい所／換気の良い場所で保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

可燃性固体
(第 2.7 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

- 1
- 2

注意喚起語

- 危険
- 警告

危険有害性情報

- 可燃性固体
- 可燃性固体

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。</p> <p>熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。</p> <p>(粉じん雲が発生する可能性がある場合) 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/ (製造者/供給者または規制所管官庁が指定するその他の) 機器を使用すること。</p> <p>(静電的に敏感な物質を積みなおす場合は、) 容器を接地すること/アースをとること。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に、(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ...を使用すること。</p>		

自己反応性化学品
(第 2.8 章)

シンボル
爆弾の爆発



危険有害性区分
タイプ A

注意喚起語
危険

危険有害性情報
熱すると爆発のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。</p> <p>熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。</p> <p>(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質) ...から遠ざけること。</p> <p>他の容器に移し替えないこと。</p>	<p>火災の場合には： 区域より退避させ、爆発の危険性に応じた距離から消火すること。</p> <p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ...を使用すること。</p>	<p>涼しい所/換気の良い場所で保管すること。</p> <p>(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する) ...°C/以下の温度で保管すること。</p> <p>他の物質から離して保管すること。</p>	<p>内容物/容器を(国際/国/都道府県/市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

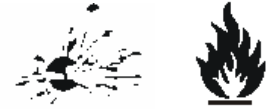
自己反応性化学品
(第 2.8 章)

シンボル
爆弾の爆発および
炎

危険有害性区分
タイプ B

注意喚起語
危険

危険有害性情報
熱すると火災や爆発のおそれ



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質) ...から遠ざけること。</p> <p>他の容器に移し替えないこと。</p>	<p>火災の場合には： 区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。</p> <p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段）..を使用すること。</p>	<p>涼しい所／換気の良い場所で保管すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) ...°C以下の温度で保管すること。</p> <p>他の物質から離して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。</p>

自己反応性化学品
(第 2.8 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

タイプ C
タイプ D
タイプ E
タイプ F

注意喚起語

危険
危険
警告
警告

危険有害性情報

熱すると火災のおそれ
熱すると火災のおそれ
熱すると火災のおそれ
熱すると火災のおそれ

注意書き

予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。</p> <p>熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。</p> <p>(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質) ...から遠ざけること。</p> <p>他の容器に移し替えないこと。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ...を使用すること。</p>	<p>涼しい所/換気の良い場所で保管すること。</p> <p>(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する) ...°C以下の温度で保管すること。</p> <p>他の物質から離して保管すること。</p>	<p>内容物/容器を(国際/国/都道府県/市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

自己発火性液体
(第 2.9 章)

シンボル
炎



危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
空気に触れると自然発火

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>空気に接触させないこと。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合)</p> <p>火災の場合には、消火に (製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ...を使用すること。</p> <p>皮膚に付着した場合、冷たい水に浸すこと／湿った包帯で覆うこと。</p>	<p>内容物を。(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な液体または不活性ガス) ...中で保管すること。</p> <p>..</p>	

自己発火性固体
(第 2.10 章)

シンボル
炎

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
空気に触れると自然発火



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>空気に接触させないこと。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合)</p> <p>火災の場合には、消火に、(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ...を使用すること。</p> <p>固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すこと／湿った包帯で覆うこと。</p>	<p>内容物を (製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な液体または不活性ガス) ...中で保管すること。</p>	

自己発熱性化学品
(第 2.11 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

自己発熱；発火のおそれ
大量の場合自己発熱；火災のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>涼しい所に置き、日光を避けること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>		<p>他の物質から離して保管すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) ...kg 以上の大量品は、...°C 以下の温度で保管すること。</p> <p>積荷／パレット間にすきまをあけること。</p>	

水反応可燃性化学品
(第 2.12 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

- 1
- 2

注意喚起語

- 危険
- 危険

危険有害性情報

- 水に触れると自然発火するおそれのある可燃性／引火性ガスを発生
- 水に触れると可燃性／引火性ガスを発生

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>激しい反応と火災の発生の危険があるため、水と接触させないこと。</p> <p>不活性ガス下で取り扱い、湿気を遮断すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に。(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適切な手段) ...を使用すること。</p> <p>固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸す／湿った包帯で覆うこと。</p>	<p>乾燥した場所または密閉容器に保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

水反応可燃性化学品
(第 2.12 章)

シンボル
炎

危険有害性区分
3

注意喚起語
警告

危険有害性情報
水に触れると可燃性／引火性ガスを発生



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>不活性ガス下で取り扱い、湿気を遮断すること。 (製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に、(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適切な手段) ..を使用すること。</p>	<p>乾燥した場所または密閉された容器中で保管すること。</p>	<p>内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

酸化性液体
(第 2.13 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
火災または爆発のおそれ；強酸化性物質



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱から遠ざけること。</p> <p>衣類および他の可燃物から遠ざけること。</p> <p>防火服／防災服／耐火服を着用すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する)</p> <p>保護手袋／保護眼鏡／保護面／保護衣を着用すること。</p> <p>可燃物／(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質)...と混合を回避するために予防策を取ること。</p>	<p>大火災の場合で、大量にある場合： 区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。</p> <p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火には(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段)..を使用すること。</p> <p>衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。</p>	<p>可燃物／(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質)...から離して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って)...に廃棄すること。</p>

酸化性液体
(第 2.13 章)

シンボル
円上の炎



危険有害性区分
2
3

注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
火災助長のおそれ；酸化性物質
火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱から遠ざけること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>可燃物／(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質) ...と混合を回避するために予防策をとること。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ..を使用すること。</p>	<p>可燃物／(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質) ...から離して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

酸化性固体
(第 2.14 章)

シンボル
円上の炎



危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
火災または爆発のおそれ；強酸化性物質

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱から遠ざけること。</p> <p>衣類および他の可燃物から遠ざけること。</p> <p>防火服／防炎服／耐火服を着用すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>可燃物／(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質) ..と混合を回避するために予防策をとること。</p>	<p>大火災の場合で、大量にある場合： 区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。</p> <p>(水がリスクを増大させる場合) 火災の場合には、消火に(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ...を使用すること。</p> <p>衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。</p>	<p>可燃物／(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質) ...から離して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

酸化性固体
(第 2.14 章)

シンボル
円上の炎



危険有害性区分
2
3

注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
火災助長のおそれ；酸化性物質
火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱から遠ざけること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>可燃物／(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質) ..と混合を回避するために予防策をとること。</p>	<p>(水がリスクを増大させる場合)</p> <p>火災の場合には、消火に(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する適当な手段) ..を使用すること。</p>	<p>可燃物／(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の禁忌物質) ...から離して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
爆弾の爆発



危険有害性区分
タイプ A

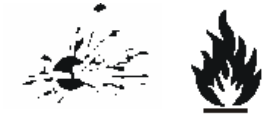
注意喚起語
危険

危険有害性情報
熱すると爆発のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質) ...から遠ざけること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>他の容器に移し替えないこと。</p>		<p>他の物質から離して保管すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) ...°C/以下の温度の冷所に保管すること。</p> <p>日光から遮断すること。</p>	<p>内容物／容器を、(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ..に廃棄すること。</p>

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
爆弾の爆発 および
炎



危険有害性区分
タイプ B

注意喚起語
危険

危険有害性情報
熱すると火災や爆発のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質) ...から遠ざけること。</p> <p>他の容器に移し替えないこと。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>		<p>他の物質から離して保管すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) ...°C以下の温度の冷所に保管すること。</p> <p>日光から遮断すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
炎

危険有害性区分

タイプ C
タイプ D
タイプ E
タイプ F

注意喚起語

危険
危険
警告
警告

危険有害性情報

熱すると火災のおそれ
熱すると火災のおそれ
熱すると火災のおそれ
熱すると火災のおそれ



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する禁忌物質) ...から遠ざけること。</p> <p>他の容器に移し替えないこと。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>		<p>他の物質から離して保管すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) ...°C 以下の温度の冷所に保管すること。</p> <p>日光から遮断すること。</p>	<p>内容物／容器を、(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ..に廃棄すること。</p>

金属腐食性物質
(第 2.16 章)

シンボル
腐食性

危険有害性区分
1

注意喚起語
警告

危険有害性情報
金属腐食のおそれ



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
他の容器に移し替えないこと。	物質被害を防止するため流出したものを吸収すること。	耐腐食性／耐腐食性内張りのある（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する他の互換性がある材料）...容器に保管すること。	

急性毒性一経口
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
1
2

注意喚起語
危険
危険

危険有害性情報
飲み込むと生命に危険
飲み込むと生命に危険



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p>	<p>飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。</p> <p>口をすすぐこと。</p> <p>(緊急の解毒剤の投与が必要な場合) 特別処置が緊急に必要である。(このラベルの補足の応急処置指示...参照)</p>	<p>施錠して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

(訳者注：GHS の人健康に関して、対応について「医師に連絡する」を「中毒管理センターに連絡する」としても良いことになっている有害性(原文で確認して頂きたい)がある。日本においては、中毒管理センターに相当する施設として、財団法人日本中毒情報センターがある。ただし、無断で当該法人の名称を記載することはできないので、当該法人の名称を記載したい場合は、当該法人に問い合わせされたい。)

急性毒性一経口
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
3

注意喚起語
危険

危険有害性情報
飲み込むと有毒



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p>	<p>飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。</p> <p>口をすすぐこと。</p> <p>(緊急の解毒剤の投与が必要な場合) 特別処置が緊急に必要である (このラベルの補足の応急処置指示...参照)</p>	<p>施錠して保管すること。</p>	<p>内容物/容器を (国際/国/都道府県/市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

急性毒性一経口
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
飲み込むと有害



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p>	<p>飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p> <p>口をすすぐこと。</p>		<p>内容物／容器を、（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）..に廃棄すること。</p>

急性毒性一経口
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
飲み込むと有害のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
	気分が悪い時は、医師に連絡すること。		

急性毒性一経皮
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ



危険有害性区分

- 1
- 2

注意喚起語

- 危険
- 危険

危険有害性情報

- 皮膚に接触すると生命に危険
- 皮膚に接触すると生命に危険

注意書き

予防策	対応	保管	廃棄
<p>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p>眼、皮膚、または衣類に付けないこと。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護面／保護衣を着用すること。</p>	<p>直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと／取り除くこと。</p> <p>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。</p> <p>直ちに医師に連絡すること。</p> <p>(特定の洗浄剤のような緊急処置が勧められる場合)</p> <p>特別処置が緊急に必要である (このラベルの補足の応急処置指示...参照)</p> <p>汚染された衣類を再使用する場合には洗濯／汚染の除去をすること。</p>	<p>施錠して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を、(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ..に廃棄すること。</p>

急性毒性一経皮
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
3

注意喚起語
危険

危険有害性情報
皮膚に接触すると有毒



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／衣類／保護面／保護衣を着用すること。</p>	<p>直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと／取り除くこと。</p> <p>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。</p> <p>気分が悪い時は、医師に連絡する。</p> <p><i>(特定の洗浄剤のような処置が勧められる場合)</i> 特別処置が緊急に必要である (このラベルの補足の応急処置指示...参照)</p> <p>汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。</p>	<p>施錠して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

急性毒性一経皮
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
皮膚に接触すると有害



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護眼鏡／保護面／保護衣を着用すること。</p>	<p>皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 <i>(特定の洗浄剤のような処置が勧められる場合)</i> 特別処置が緊急に必要である (このラベルの補足の応急処置指示...参照) 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯／汚染の除去をすること。</p>		<p>内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

急性毒性一経皮
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
皮膚に接触すると有害のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
	気分が悪い時は、医師に連絡すること。		

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ



危険有害性区分

- 1
- 2

注意喚起語

- 危険
- 危険

危険有害性情報

- 吸入すると生命に危険
- 吸入すると生命に危険

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。</p> <p>屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</p> <p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 呼吸用保護具を着用すること。</p>	<p>吸入した場合： 被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>直ちに医師に連絡すること。</p> <p>(緊急の解毒剤の投与が必要な場合) 特別処置が緊急に必要である(このラベルの補足の応急処置指示...参照)。</p>	<p>施錠して保管すること。</p> <p>(製品が危険有害な空気を発生させるほど揮発性である場合) 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。</p>	<p>内容物／容器を(国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
3

注意喚起語
危険

危険有害性情報
吸入すると有毒



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。</p>	<p>吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>医師に連絡すること。</p> <p>(緊急の特定の処置が必要な場合) 特別処置が緊急に必要である (このラベルの補足の応急処置指示...参照)</p>	<p>施錠して保管すること。</p> <p>(製品が危険有害な空気気を発生させるほど揮発性である場合) 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>	

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
吸入すると有害



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。</p>	<p>吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p>		

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
吸入すると有害のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
	吸入した場合： 気分が悪い時は、医師に連絡すること。		

皮膚腐食性／刺激性
(第 3.2 章)

シンボル
腐食性

危険有害性区分
1A、1B、1C

注意喚起語
危険

危険有害性情報
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p> <p>取扱後はよく洗うこと。</p> <p>(使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合) 粉じんまたはミストを吸入しないこと。</p>	<p>皮膚(または髪)に付着した場合:直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。 皮膚を流水／シャワーで洗うこと。</p> <p>汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。</p> <p>眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。</p> <p>吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>直ちに医師に連絡すること。 特別処置が緊急に必要である (このラベルの補足の応急処置指示...参照) (製造者／供給者または規制所管官庁が指定する洗浄剤を記載しても良い。)</p>	<p>施錠して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。</p>

皮膚腐食性／刺激性
(第 3.2 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報
皮膚刺激



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋を着用すること。 取扱い後はよく洗うこと。</p>	<p>皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。 特別処置が緊急に必要である。（このラベルの補足の応急処置指示...参照） (製造者／供給者または規制所管官庁が指定する洗淨剤を記載しても良い。</p>		

皮膚腐食性／刺激性
(第 3.2 章)

シンボル なし

危険有害性区分
3

注意喚起語
警告

危険有害性情報
軽度の皮膚刺激

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。		

眼に対する損傷性／眼刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
腐食性



危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
重篤な眼の損傷

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護眼鏡／保護面を着用すること。	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。		

眼に対する損傷性／眼刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
2A

注意喚起語
警告

危険有害性情報
強い眼刺激



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>	<p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。</p> <p>取り扱った後、手を洗うこと。</p>		

眼に対する損傷性／眼刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
2B

注意喚起語
警告

危険有害性情報
眼刺激

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
	<p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。</p> <p>取り扱った後、手を洗うこと。</p>		

感作性－呼吸器
(第 3.4 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。</p> <p>換気が十分でない場合には、（製造者／供給者または規制所管官庁が指定する）呼吸用保護具を着用すること。</p>	<p>吸入した場合：呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。</p>		<p>内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。</p>

感作性－皮膚
(第 3.4 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
1

注意喚起語
警告

危険有害性情報
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>(製造者／供給者または規制所管官庁が指定する) 保護手袋を着用すること。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。</p> <p>汚染された作業衣は作業場から出さないこと。</p>	<p>皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。</p> <p>皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断／手当てを受けること。</p> <p>特別処置が緊急に必要である。(このラベルの補足の応急処置指示...参照) (製造者／供給者または規制所管官庁が指定する洗剤を記載しても良い。)</p> <p>汚染した衣類は再使用する場合には洗濯すること。</p>		

生殖細胞変異原性
(第 3.5 章)

シンボル
健康有害性



危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

遺伝性疾患のおそれ <...>
遺伝性疾患のおそれの疑い < >

<...>には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>使用前に取扱説明書を入手すること。</p> <p>すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。</p> <p>指定された個人用保護具を使用すること。</p>	<p>暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。</p>	<p>施錠して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。</p>

発がん性
(第 3.6 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

発がんのおそれ <...>
発がんのおそれの疑い < >



<...> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 指定された個人用保護具を使用すること。	暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。	施錠して保管すること。	内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。

生殖毒性
(第 3.7 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
1
2

注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
生殖能または胎児への悪影響のおそれ <...> <<...>>
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い <...> <<...>>



<...>には、もし判れば影響の内容を記載する。
<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に
証明されている場合、有害な経路を記載する。

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 指定された個人用保護具を使用すること。	暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。	施錠して保管すること。	内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。

生殖毒性
 (第 3.7 章)
 (授乳期または授乳を通しての影響)

シンボル
なし

危険有害性区分
(追加)

注意喚起語
注意喚起語なし

危険有害性情報
授乳中の子に害を及ぼすおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
使用前に取扱説明書を入手すること。 妊娠中／授乳期中は接触を避けること。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 (使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合は、) 粉じんまたはミストを吸入しないこと。	暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。		

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）
（第 3.8 章）

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
<<...>>の場合、<...>の障害

<...>には、他の臓器が影響を受けないという確実な根拠がない場合、
全ての作用をうける臓器を挙げる、または一般的記載をする。）
<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に
証明されている場合、有害な経路を記載する。



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>取扱後はよく手を洗うこと。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。</p>	<p>暴露した場合：医師に連絡すること。</p> <p><i>(緊急の処置が必要な場合)</i></p> <p>特別処置が緊急に必要である（このラベルの補足の応急処置指示...参照）</p>	<p>施錠して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。</p>

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）
（第 3.8 章）

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報
<<...>>の場合、<...>の障害のおそれ。

<...> には、他の臓器が影響を受けないという確実な根拠がない場合
全ての作用を受ける臓器を挙げる、または一般的記載をする。
<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に
証明されている場合、有害な経路を記載する。



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。</p>	<p>暴露した時、または気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p>	<p>施錠して保管すること。</p>	<p>内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。</p>

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）
（第 3.8 章）

シンボル
感嘆符



危険有害性区分
3

注意喚起語
警告

危険有害性情報
呼吸器への刺激のおそれ、または、
眠気やめまいのおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。</p>	<p>気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p> <p>吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p>	<p>施錠して保管すること。</p> <p><i>（製品が危険有害な空気を発生させるほど揮発性の場合）</i> 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。</p>	<p>内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。</p>

特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）
（第 3.9 章）

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報

長期にわたる、または、反復暴露<<...>>により臓器 <...> の障害

<...> には、他の臓器が影響を受けないという確実な根拠がない場合
全ての作用をうける臓器を挙げる、または一般的記載をする。

<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に
証明されている場合、有害な経路を記載する。



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
<p>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレアの吸入しないこと。</p>	<p>気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。</p>		<p>内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。</p>

特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）
（第 3.9 章）

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報

長期にわたる、または、反復暴露<<...>>による 臓器<...>の障害のおそれ

<...>には、他の臓器が影響を受けないという確実な根拠がない場合、
全ての作用をうける臓器を挙げる、または一般的記載をする。

<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に
証明されている場合、有害な経路を記載する。



注意書き

予防策	対応	保管	廃棄
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入しないこと。	気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。		内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。

吸引性呼吸器有害性
(第 3.10 章)

シンボル
健康有害性



危険有害性区分

- 1
- 2

注意喚起語

- 危険
- 警告

危険有害性情報

- 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
	飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 吐かせないこと。	施錠して保管すること。	内容物／容器を（国際／国／都道府県／市町村の規則に従って）...に廃棄すること。

水生環境－急性有害性
(第 4.1 章)

シンボル
環境

危険有害性区分
1

注意喚起語
警告

危険有害性情報
水生生物に非常に強い毒性



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
(必要な時以外は、) 環境への放出を避けること。	漏出物を回収すること。		内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。

水生環境－急性有害性
(第 4.1 章)

シンボル なし

危険有害性区分
2
3

注意喚起語
注意喚起語なし
注意喚起語なし

危険有害性情報
水生生物に毒性
水生生物に有害

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
(必要な時以外は、) 環境への放出を避けること。			内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。

水生環境－慢性有害性
(第 4.1 章)

シンボル
環境

危険有害性区分

- 1
2

注意喚起語

警告
注意喚起語なし

危険有害性情報

長期的影響により水生生物に非常に強い毒性
長期的影響により水生生物に毒性



注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
(必要な時以外は) 環境への放出を避けること。	漏出物を回収すること。		内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。

水生環境－慢性有害性
(第 4.1 章)

シンボル なし

危険有害性区分

3
4

注意喚起語

注意喚起語なし
注意喚起語なし

危険有害性情報

長期的影響により水生生物に有害
長期的影響により水生生物に有害のおそれ

注意書き			
予防策	対応	保管	廃棄
(必要な時以外は) 環境への放出を避けること。			内容物／容器を (国際／国／都道府県／市町村の規則に従って) ...に廃棄すること。